# 特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱い

第 4 回 地 域 医 療 構

平成29年5月10日

資料

特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、次のとおりそれぞれの機能として報告するものとして取り扱う。 その他の一般入院料等を算定する病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。

## 高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 診療密度が特に高い医療を提供する機能
  - ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治 療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療 室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を 提供する病棟

## 急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 医療を提供する機能

## 回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療 やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部 骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を 目的としたリハビリテーションを集中的に提供す る機能(回復期リハビリテーション機能)。

### 慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の 意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は 難病患者等を入院させる機能

#### 救命救急入院料

- 特定集中治療室管理料
- ハイケアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新牛児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院管理料

#### 地域包括ケア病棟入院料(X)

- ※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が 主に回復期機能を提供している場合は、回 復期機能を選択し、主に急性期機能を提供 している場合は急性期機能を選択するなど、 個々の病棟の役割や入院患者の状態に照ら して、医療機能を適切に選択。
- 回復期リルト・リテーション病棟入院料

#### 特殊疾患入院医療管理料

- 特殊疾患病棟入院料
- 療養病棟入院基本料

